



～事業主のみなさまへ～

令和3年分 給与支払報告書提出のお願い

昨年度給与支払報告書を提出いただいた事業所を中心に、「給与支払報告書及び普通徴収申請書」を昨年12月に発送いたしました。

給与支払報告書は住民税等の課税の根拠となる重要な書類となりますので、うきは市在住（令和4年1月1日時点）の方の給与支払報告書（総括表）及び個人別明細書を正しく記入のうえ**令和4年1月31日（月）**までに必ず提出いただきますようお願いいたします。

■退職等で特別徴収できない人の分は総括表と併せて「普通徴収申請書」を提出してください。

■「普通徴収申請書」の提出がない場合は、特別徴収になりますのでご注意ください。（一部除く）

■うきは市においては給与支払報告書の提出は、一人につき1枚のみでも結構です。

※イメージ

～給与支払報告書等の電子申告による提出について～

うきは市では、給与支払報告書や異動届出書の提出など、特別徴収等に係る手続きにつきまして、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて簡単に行うことができる電子申告（eLTAX：エルタックス）サービスを行っています。複数の市区町村に申告する場合、作成した申告書をそれぞれの窓口へ提出する必要がありますが、eLTAXによる電子申告では、複数の市区町村への申告書を一度に送信できます。

ご利用の手続きにつきましては、eLTAXホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/>）をご参照ください。（注）個人の方の市（県）民税の申告には対応していません。

●提出先・問合せ 税務課 住民税係 ☎75-4977

福岡県と県内全市町村からの重要なお知らせです！

平成29年度から福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底するため、次の取組を一斉に実施しています。

- ① 特別徴収未実施の事業主を特別徴収義務者として指定させていただきます。
- ② 既に特別徴収を実施している事業所でも、普通徴収としている従業員がいる場合、特別徴収させていただきます。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tokutyou-hiroba.html>



社会保険料控除証明書の送付のお知らせ

納付証明書は確定申告・市県民税申告の際に社会保険料控除（1名のみ控除適用可）として申告することができます。

■国民健康保険税納付証明書

令和3年に納付された国民健康保険税の納付証明書を納税義務者宛てに、1月中旬に郵送します。

●問合せ 税務課 住民税係 ☎75-4977

■後期高齢者医療保険料の納付証明書

令和3年中の後期高齢者医療保険料の納付証明書を1月下旬に郵送します。

郵送するのは、保険料を納付書または、口座振替で納付した人（普通徴収）です。

※年金天引き（特別徴収）のみの方は、令和3年分公的年金等の源泉徴収票に記載されていますので、郵送しません。

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973



令和4年度（令和3年中の所得分）市県民税申告のお知らせ

■申告書の郵送について

令和3年度の課税状況などを参考に、申告が必要と思われる人に「令和4年度市県民税申告書兼国民健康保険税申告書（以下：市県民税申告書）」を1月中旬に郵送します。
※令和3年度の課税状況などを参考にしているため、ご自宅に市県民税申告書の郵送がない人でも申告が必要な場合があります。下記事項を参考に該当する人は申告を行ってください。

■市県民税の申告が必要な人

令和4年1月1日現在、うきは市に住所を有する人で、次に該当する人

1. 営業・農業・不動産・配当・雑・一時・譲渡などの収入がある人で、所得税の確定申告が不要な人
2. 給与所得者（パート・アルバイト等の収入を含む）で
 - 勤務先から給与支払報告書が市に提出されていない人
 - 給与以外の所得が20万円以下の人（給与以外の所得が20万円以下のときは確定申告の必要はありませんが、市県民税の申告は必要となります。）
 - 2か所以上の事業所から給与を受けている人
 - 年途中で就職、退職した人で年末調整をしていない人
3. 令和3年中に収入がなく、同居の家族の扶養親族になっていない人（「所得がない」という内容で申告していただく必要があります。）
4. 遺族年金や障害年金、失業保険などの非課税収入のみの人



※ただし、下記に該当する人は申告を行う必要がありません。

- ◆所得税の確定申告を行う人
- ◆令和3年中の所得が給与所得のみの人で、勤務先から市へ「給与支払報告書」が提出されている人
- ◆令和3年中の所得が公的年金等のみで、医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・寄付金控除等の控除がない人

■申告に必要なもの

1. 令和4年度市県民税申告書
2. 所得の計算に必要な書類
 - (1) 給与・年金所得者・・・源泉徴収票、給与明細書又は事業主の支払証明書
 - (2) 給与・年金所得者以外・・・営業、農業、不動産所得の人は収支内訳書
3. 所得控除を受けられる場合は、それらの支払証明書、領収書等、医療費は明細書を作成しておくこと

■申告書の提出

1. 提出先 うきは市役所 税務課住民税係
(郵送の場合) 〒839-1393 うきは市役所 税務課住民税係宛
 浮羽市民課（うきは市民センター2階）
2. 提出期限 **令和4年3月15日（火）**

市県民税の申告は忘れずに

申告をしていないと、児童手当や児童扶養手当、保育園などの入園申請などに必要な所得課税（非課税）証明書等の発行ができません。
また、国民健康保険税等の正しい算定が行えず、軽減措置が受けられません。

●提出先・問合せ 税務課 住民税係 ☎75-4977



税の申告が始まります！ 所得税確定申告ならびに市県民税申告

2月16日（水）～3月15日（火）

9:00～15:00（土日及び祝日を除く）※受付は8:30から

会場：うきは市役所 3階 大会議室 ※受付はうきは市役所1階 ロビー



※新型コロナウイルス感染防止策を講じた上で開設します。

マスクの着用、入り口でのアルコール消毒、検温を実施します。

※37.5度以上の発熱が認められる場合は原則として入場をお断りさせていただきます。

最少人数での来場のお願い

※付添い等が必要な場合を除き、原則おひとりでお越しください。

注意事項

【分離課税】土地や建物を売った譲渡所得や、株式等の譲渡・配当所得、山林所得
【専門的知識が必要なもの】仮想通貨の取引、先物の取引など
【住宅借入金等特別控除】1年目で複雑なもの
これらの申告は久留米税務署での申告となります。青色申告、消費税申告も同様です。

●提出先・問合せ 税務課 住民税係 ☎75-4977



スマホ申告してみませんか

令和3年分の確定申告について、スマートフォンによる
e-tax（以下スマホ申告）を利用する方について
スマホ申告説明会兼申告会を開催します。

スマホ申告は、案内画面に従って金額等を入力すれば、税額等が自動で計算され、計算誤りのない確定申告書が作成できます。また、税務署や市役所等にお越しいただくことなく、マイナンバー方式又はID・パスワード方式による送信が可能です。

開催日時 令和4年2月1日（火）17:30 開場 18:30 開始

開催場所 るり色ふるさと館 2階 研修室4・5（うきは市吉井町983番地1）

対象者 給与、公的年金収入の方（住宅借入金特別控除初年度を除く）

定員 50名 事前予約制です。右記QRコードよりご予約ください。

必要なもの ●お持ちのスマートフォン ●令和3年分給与又は公的年金の源泉徴収票

●マイナンバーカード、利用者識別番号のわかるもの…※

●医療費の明細書（領収書等から作成してきてください）

●ふるさと納税の証明書・その他申告に必要な控除証明書等

※お持ちでない方でも参加可能です。ただし、事前にIDパスワードの発行等準備がございますので、17時30分から18時30分までにお越しください。

税務署職員が運転免許証などで本人確認を行い、e-tax用のID・パスワードを発行します。



●問合せ 税務課住民税係 ☎75-4977

久留米税務署 ☎0942-32-4461（自動音声案内に従い「2」を選択してください。）